

動物園条例制定に向け検討しています！

令和元年10月から、専門家や市民が参加する動物園条例検討部会で動物園の運営に関する条例について検討しています。その検討状況などをご紹介します。

札幌市動物園条例に関する提言書が札幌市長に手渡されました！

- 令和2年12月7日、市民動物園会議から市長へ提言書が手渡されました。市長コメント『動物園・水族館を定義し、動物福祉の視点を取り入れた条例は国内初になる。この考え方が法令や他都市の条例化の動きにつながっていくことを期待している。ご提案の趣旨を踏まえ条例化に向けて作業していきたい。』



提言内容

条例の目的

現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること

目的達成のために定めるべきとしたポイント

- ポイント1 **生物多様性の保全と動物福祉向上に関する動物園・水族館の役割等を明確化**
 第1章(目的、定義(動物園等)(動物福祉)、基本理念①②)、第2章
- ポイント2 **円山動物園の基本的運営事項を明確化**
 第4章
- ポイント3 **動物園等の保全活動を推進する仕組みを設けること**
 第1章(基本理念③、市の責務、市民の責務、事業者の責務)、第3章、第5章、第6章

第1章 総則

(1)目的

動物園等の活動の理念や責務等を明らかにし、現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること

(2)定義

(動物園等)主に野生動物を飼育展示し、繁殖や累代飼育を目指し、研究や教育を通じて生物多様性の保全に寄与する施設
 (動物福祉)科学的指標を用いて判断される動物の身体的及び心理的状态

(3)基本理念

- ①生物多様性の保全を目的に運営し、良好な動物福祉を確保すること
- ②自然や生物多様性を認識し、豊かな人間性を育む機会を提供すること
- ③市民等との協働を基本とすること

(4)市の責務

動物園等を支援する総合的な施策の策定、市運営の動物園等を適正に運営すること

(5)市民の責務

動物園等が行う保全活動への理解や支援、日常生活における環境活動の実践に努めること

(6)事業者の責務

動物園等が行う保全活動への理解や支援、事業活動における環境活動の実践に努めること

第2章 動物園等

(7)保全措置

生物多様性の保全のために以下を実施すること
 ①動物収集 ②調査研究 ③種の保存
 ④生息域内保全 ⑤展示/教育 ⑥情報の収集/提供

(8)良好な動物福祉の確保

- ①科学的知見に基づいた生活環境と獣医療体制を整えること
- ②動物福祉に関する規程を策定すること
- ③最新の知見等による規程の見直しを行うこと

(9)活動情報の公表

(7)(8)の取組を公表すること

第3章 登録

任意の登録制度を設け、登録動物園等の保全活動を市が支援(施設名の公表等)する仕組みを設けること

第4章 円山動物園

運営方針や実施計画の策定、動物福祉委員会の設置や動物福祉規程の策定、展示や教育活動における原則、施設の整備や管理、危機管理、人材の確保や育成等に関する項目を規定すること

第5章 基金

条例の推進のための基金を設置し、円山動物園の取組や登録動物園等への支援に活用すること

第6章 市民動物園会議

条例の推進及び円山動物園の運営の審議をするための機関とすること